



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

平成29年度 税制改正の概要

平成28年12月
復興庁

平成 29 年度税制改正の概要（復興庁関係）

1. 福島関係

- (1) 避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に設定される**復興拠点への拡大**
- ・被災事業者の事業再開等を支援するための機械等の特別償却等
 - ・復興拠点の整備のための都市計画事業に係る特例措置（譲渡所得の特別控除）

※ 避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域

2. 復興特区関係等

- (1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（特別償却又は税額控除）の**4年延長**
- (2) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（割増償却）の**4年延長**

3. 被災代替自動車関係

- (1) 被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の**2年延長**

1. 福島関係

(1) 避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に設定される**復興拠点への拡大**

被災事業者の事業再開、新規事業者の立地促進等の観点から、避難解除区域等に講じられている以下の特例措置を、帰還困難区域内に設定される復興拠点へ拡大。

① 被災事業者又は新規事業者が機械等を取得した場合の特例措置

[所得税、法人税]

- ・特別償却（機械・装置：即時償却、建物・構築物：25%）又は
- ・税額控除（機械・装置：15%、建物・構築物：8%）

② 被災事業者又は新規事業者が避難対象雇用者等を雇用した場合の特例措置

[所得税、法人税]

- ・給与等支給額の20%を税額控除（税額の20%を限度）

③ 被災事業者が将来の事業再開のために資金（準備金）を積み立てた場合の特例措置

[所得税、法人税]

- ・積み立てた準備金の損金算入
- ・準備金を取り崩して投資する場合の即時償却等
- ・事業再開のために適格分割を行った場合の準備金の引継ぎ

④ 復興拠点の整備のための都市計画事業に関し、土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除等（5,000万円）

[所得税、法人税]

- ・復興拠点整備のための都市計画事業（「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」）に関し、土地を譲渡した場合、譲渡した者に譲渡所得の5,000万円特別控除を適用
- ・都市計画事業の認可前でも特別控除が適用できる簡易証明制度の適用対象とする

2. 復興特区関係等

(1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（特別償却又は税額控除）の**4年延長**

[所得税、法人税]

- ・復興特区税制の適用期限を4年延長（復興・創生期間終期の平成33年3月31日まで）
 - ・特別償却：25%（平成32年4月1日以後に取得等するものについては17%※）
 - ・税額控除：8%（同日以後に取得等するものについては6%※）（税額の20%を限度）
- ※ 福島県を除く

(2) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（割増償却）の**4年延長**

[所得税、法人税]

- ・適用期限を4年延長（復興・創生期間終期の平成33年3月31日まで）
- ・割増償却（当初5年間、普通償却限度額の40%（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては20%））

3. 被災代替自動車関係

(1) 被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の**非課税措置の2年延長**

[自動車取得税]

- ・自動車取得税が平成29年度以降も存続するため、同税の非課税措置を他の車体課税の特例と同様に平成30年度まで2年延長

平成 29 年度税制改正の大綱

(復興庁関係部分)

一 個人所得課税

3 住宅・土地税制<P10、11>

(国 税)

[延長・拡充]

(6) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に係る都市計画事業の対象区域に特定復興拠点区域（仮称）が加えられた後も引き続き、当該都市計画事業により土地等が買い取られる場合を収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等の対象とするとともに、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象とする（法人税についても同様とする。）。

(地方税)

[延長・拡充]

(3) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に係る都市計画事業の対象区域に特定復興拠点区域（仮称）が加えられた後も引き続き、当該都市計画事業により土地等が買い取られる場合を収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等の対象とするとともに、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象とする。

5 租税特別措置等<P20>

(地方税)

[延長・拡充等]

(3) 福島再開投資等準備金制度について、福島復興再生特別措置法等の改正を前提に、対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画（仮称）に記載された特定復興拠点区域（仮称）を加える。

三 法人課税

6 災害に関する税制上の措置等<P66、67>

(国 税)

(7) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のうち復興居住区域に係る措置について、その適用期限を4年延長するとともに、平成32年4月1日以後に取得又は建設をされる被災者向け優良賃貸住宅の特別償却率を17%（現行：25%）に、税額控除率を6%（現行：8%）に、それぞれ引き下げる（所得税についても同様とする。）。

（注）福島県の地方公共団体の指定を受けた法人が取得又は建設をする被災者向け優良賃貸住宅については、現行どおりとする。

(8) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の制度における対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画（仮称）に記載された特定復興拠点区域（仮称）を加える（所得税についても同様とする。）。

① 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

② 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

③ 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度

④ 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度

(9) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を4年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 割増償却率を40%（平成31年4月1日以後に取得又は建設をされるものは、20%）（耐用年数が35年以上であるものは、56%（同日以後に取得又は建設をされるものは、28%））（現行：50%（耐用年数が35年以上であるものは、70%））に引き下げる。

② 対象地域から復興居住区域を除外する。

③ 確定申告書等への書類添付要件における添付書類に、被災者向け優良賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその被災者向け優良賃貸住宅の所在地が復興居住区域でない旨を証する書類を加える。

(10) 福島再開投資等準備金制度について、福島復興再生特別措置法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画（仮称）に記載された特定

復興拠点区域（仮称）を加える（所得税についても同様とする。）。

② 適格分割により準備金を引き継ぐ等の措置を講ずる。

四 消費課税

4 租税特別措置等＜P93＞

（地方税）

〔延長・拡充等〕

〈自動車取得税〉

（4）被災代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

以上